

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

| | |
|----|-----------------------|
| | (平成4年3月31日島根県規則第31号) |
| 改正 | 平成5年3月1日島根県規則第4号 |
| 〃 | 平成5年3月30日島根県規則第19号 |
| 〃 | 平成7年9月29日島根県規則第62号 |
| 〃 | 平成11年12月17日島根県規則第109号 |
| 〃 | 平成14年3月26日島根県規則第7号 |
| 〃 | 平成14年7月19日島根県規則第69号 |
| 〃 | 平成15年9月30日島根県規則第94号 |
| 〃 | 平成17年3月18日島根県規則第17号 |
| 〃 | 平成17年3月29日島根県規則第54号 |
| 〃 | 平成17年9月30日島根県規則第111号 |
| 〃 | 平成19年3月30日島根県規則第25号 |
| 〃 | 平成19年9月28日島根県規則第78号 |
| 〃 | 平成20年3月31日島根県規則第46号 |
| 〃 | 平成22年3月30日島根県規則第24号 |
| 〃 | 平成23年9月30日島根県規則第72号 |
| 〃 | 平成24年3月30日島根県規則第40号 |
| 〃 | 平成25年3月29日島根県規則第13号 |
| 〃 | 平成27年3月20日島根県規則第13号 |
| 〃 | 令和元年6月28日島根県規則第19号 |
| 〃 | 令和4年1月14日島根県規則第7号 |

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (4) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (8) 太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）その他これらに類するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- (12) 自動車車庫の用に供する立体的施設

- (13) 橋梁（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く。）その他これらに類するもの
- (14) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）
- (15) 広告板、広告塔、装飾塔、その他これらに類するもの
（公告）

第3条 条例第7条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観形成地域の名称
 - (2) 景観形成地域（区域の変更の場合にあつては、当該変更に係る部分）の区域
 - (3) 景観形成地域の指定、解除又は区域の変更の案の縦覧場所
- 2 条例第8条第3項において準用する条例第7条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 景観形成基本計画の名称
 - (2) 景観形成基本計画の決定、廃止又は変更の案の概要
 - (3) 景観形成基本計画の決定、廃止又は変更の案の縦覧場所
- 3 条例第9条第3項において準用する条例第7条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 景観形成基準の名称
 - (2) 景観形成基準の決定、廃止又は変更の案の概要
 - (3) 景観形成基準の決定、廃止又は変更の案の縦覧場所
- 4 条例第15条第3項において準用する条例第7条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 大規模行為景観形成基準の名称
 - (2) 大規模行為景観形成基準の決定、廃止又は変更の案の概要
 - (3) 大規模行為景観形成基準の決定、廃止又は変更の案の縦覧場所

（公聴会の開催）

第4条 知事は、条例第7条第6項（同条第10項並びに条例第8条第3項、第9条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の期日の3週間前までに、公聴会の日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するものとする。

- 2 公聴会に出席して当該案件に対して意見を述べようとする者は、公聴会の期日の10日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により書面の提出を行った者及び当該案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。

（公聴会の議長）

第5条 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。

（公述人の発言）

第6条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第7条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

(記録の作成と報告)

第8条 議長は、公聴会の終了後、速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

2 議長は、公聴会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

(公共的団体)

第9条 条例第10条、第12条第3号(条例第17条第4項において準用する場合を含む。)、第16条及び第21条第4項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 独立行政法人都市再生機構
- (9) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (10) 国立大学法人
- (11) 日本下水道事業団
- (12) 地方住宅供給公社
- (13) 土地開発公社

(届出等)

第10条 条例第11条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による届出は、様式第1号による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書のうち必要なものを添付するものとする。

3 条例第11条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指導は、口頭又は文書により行うものとする。

4 条例第11条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指導に基づく届出は、第1項の届出書に準じたものによるものとする。この場合において、別に知事から提出を求められた図書があるときは、併せて提出するものとする。

5 条例第11条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告は、文書により行うものとする。

6 条例第11条第5項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、島根県報に登載する方法により行うものとする。

(届出を要しない行為等)

第11条 条例第12条第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが5メートルを超えるものとなる場合における新築、改築又は増築を除く。）
- (2) 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去（増築後又は改築後において、その高さ又は面積がアからオまでに規定する高さ又は面積を超えるものとなる場合における増築又は改築を除く。）で次に掲げるもの
 - ア 第2条第1号に掲げる工作物で高さが1.5メートル以下のもの
 - イ 第2条第2号から第6号までに掲げる工作物で高さが5メートル以下のもの
 - ウ 第2条第7号から第12号までに掲げる工作物のうち、高さが5メートル以下で、かつ、築造面積（第8号にあっては、設置面積の合計）が10平方メートル以下のもの
 - エ 第2条第14号に掲げる工作物で高さが10メートル以下のもの
 - オ 第2条第15号に掲げる工作物のうち、高さが5メートル以下で、かつ、表示面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 設置期間が90日を超えない仮設の建築物等（第24条第1項に規定する規模を超える建築物等を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- (4) 建築物等の外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む。）で当該変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（外観の大部分に施す場合を除く）
- (5) 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ア 高さが10メートル以下の木竹の伐採（伐採面積が300平方メートルを超えるものを除く。）
 - イ 農業又は林業を営むために行う木竹の伐採
 - ウ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行われる木竹の伐採
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの
 - ア 高さが1.5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートル以下のもの
 - イ 90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- (7) 鉱物の掘採又は土石等の採取で、当該行為に係る部分の面積が300平方メートル以下で、かつ、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
- (8) 土地の区画形質の変更で次に掲げるもの
 - ア 変更に係る部分の面積が300平方メートル以下で、かつ、当該変更に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
 - イ 農業、林業又は漁業を営むために行うもの（宅地の造成、土地の開墾並びに水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (9) 地盤面下又は水面下における行為
- (10) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第12条 条例第12条第4号（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の規定により許可を受けて行う行為、同法第43条の2第1項、第81条第1項若しくは第127条

- 第1項の規定により届け出て行う行為又は同法第143条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の条例に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定による市町村の条例の規定により許可を受けて行う行為又は同法第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 - (4) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定により届け出て行う行為、同法第22条第1項若しくは第31条第1項の規定により許可を受けて行う行為、同法第63条第1項の規定により認定を受けて行う行為、同法第72条第1項若しくは第75条第1項の規定による市町村の条例に基づき認定を受けて行う行為又は同法第73条第1項若しくは第75条第2項の規定による市町村の条例に基づき許可を受けて行う行為で知事が指定するもの
 - (5) 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項（同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。）若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (6) 島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (7) 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第19条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第21条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (8) 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第4条又は第5条第3項の規定により許可を受けて行う行為
 - (9) 景観形成を目的とする市町村の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為で知事が指定するもの
- 2 知事は、前項第4号又は第9号の行為を指定したときは、その内容を告示するものとする。

第13条 条例第12条第5号（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業

第14条 条例第12条第8号（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法第43条第1項ただし書若しくは第125条第1項ただし書に規定する行為、同法第43条の2第1項ただし書（同法第43条第1項に係る部分を除く。）、第81条第1項ただし書若しくは第127条第1項ただし書に規定する行為又は同法第143条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為
- (2) 自然公園法第20条第9項又は第21条第8項に規定する行為
- (3) 都市計画法第58条第1項の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為又は同法第58条の2第1項ただし書に規定する行為
- (4) 景観法第16条第7項に規定する行為、同法第22条第1項ただし書若しくは第31条第1項ただし書に規定する行為、同法第72条第1項若しくは第75条第1項の規定による市町村の条例の規定により認定を要しないこととされた行為又は同法第73条第1項若

しくは第75条第2項の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為で知事が指定するもの

- (5) 島根県文化財保護条例第14条第1項ただし書若しくは第35条第1項ただし書に規定する行為又は同条例第15条第1項ただし書（同条例第29条又は第36条において準用する場合を含み、同条例第14条第1項に係る部分を除く。）に規定する行為
 - (6) 島根県立自然公園条例第11条第8項に規定する行為
 - (7) 島根県自然環境保全条例第19条第4項ただし書若しくは第19条第10項に規定する行為又は同条例第21条第1項ただし書若しくは第21条第6項に規定する行為
 - (8) 島根県屋外広告物条例第5条第1項第1号若しくは第3号又は第5条第2項第3号に該当する広告物等を表示し、又は設置する行為
 - (9) 景観形成を目的とする市町村の条例の規定により許可、認可、届出等を要しないこととされた行為で知事が指定するもの
 - (10) 自己の居住の用に供する農林水産業併用住宅の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- 2 知事は、前項第4号又は第9号の行為を指定したときは、その内容を告示するものとする。

（指導等）

第15条 条例第13条第1項及び第18条第1項の規定による指導等は、届出を受理した日から起算して30日以内に文書により行うものとする。

- 2 知事は、条例第13条第1項及び第18条第1項の規定による指導等を行う必要がないと認めるときは、前項の期間内に、当該届出をした者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。
- 3 知事は、第1項の期間内に指導等を行うことができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、知事は、当該届出をした者に対し、同項の期間内に、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。
- 4 条例第13条第2項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による勧告は、文書により行うものとする。

（意見聴取会の開催）

第16条 知事は、条例第13条第3項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取会を行おうとするときは、意見聴取会の期日の1週間前までに、勧告を受けることとなるべき者に通知するとともに、意見聴取会の日時、場所その他必要な事項を公告するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席できないときは、意見聴取会の期日の3日前までに、期日の変更を知事に申請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により意見聴取会の期日の変更の申請があった場合において、その理由が正当であると認めるときはその期日を変更する旨を、その理由が正当であると認めないときはその期日を変更しない旨を、直ちに、当事者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により意見聴取会の期日を変更したときは、直ちに、変更期日その他必要な事項を公告するものとする。

(代理人等)

- 第17条 当事者は、意見聴取会に代理人を出席させようとするときは、意見聴取会の期日の前日までに、代理権を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 当事者又はその代理人は、意見聴取会に補佐人を出席させようとするときは、様式第2号による申請書を提出し、あらかじめ、知事の許可を得なければならない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可を取り消すことができる。
 - 4 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取消さないときは、当事者又はその代理人が陳述したものとみなす。
 - 5 当事者は、意見聴取会に参考人又は証人を出席させようとするときは、意見聴取会の期日の前日までに、その旨を記載した書面を知事に届け出なければならない。
 - 6 前項の場合において、知事は、必要と認めるときは、証人及び参考人の数を制限することができる。

(関係職員等からの意見聴取)

- 第18条 知事は、必要と認めるときは、関係職員又は関係行政庁の職員から当該事案についての意見を聴くことができる。

(意見聴取会の主宰)

- 第19条 意見聴取会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。

(意見聴取会の公開と方法等)

- 第20条 意見聴取会は、口述審問により、原則として公開して行う。
- 2 意見聴取会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。
 - 3 傍聴人は、会場において発言することができない。
 - 4 議長は、会場を整理し、又はその秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
 - 5 議長は、意見聴取会を妨げ、又は会場の秩序を乱す者に対し退場を命ずることができる。

(当事者が出席しない場合の措置)

- 第21条 当事者が正当な理由なく意見聴取会に出席しなかった場合には、意見聴取会の機会を放棄したものとみなし、改めて意見聴取会を開催しない。

(記録の作成と報告)

- 第22条 議長は、意見聴取会を終了したときは、速やかに、意見聴取会の経過についての調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
- 2 議長は、意見聴取会の結果について、前項の規定により作成した調書を添えて知事に報告しなければならない。

(公表)

- 第23条 条例第13条第5項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の公表は、島根県報に登載する方法により行うものとする。

(大規模行為の規模)

第24条 条例第14条第1号の規則で定める建築物等の規模は、次のとおりとする。

- (1) 建築物 高さ13メートル若しくは4階建て又は建築面積1,000平方メートル
- (2) 工作物
 - ア 第2条第1号に掲げる工作物 高さ5メートル
 - イ 第2条第2号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートル（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル。ウ及びカにおいて同じ。）又は築造面積（第8号にあつては、設置面積の合計）1,000平方メートル
 - ウ 第2条第12号に掲げる工作物 高さ13メートル又は築造面積500平方メートル
 - エ 第2条第13号に掲げる工作物 なし（全ての工作物につき規模を超えるものとみなす。）
 - オ 第2条第14号に掲げる工作物 高さ20メートル（電線路、線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該支持物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、10メートル）
 - カ 第2条第15号に掲げる工作物 高さ13メートル又は表示面積の合計が25平方メートル

2 条例第14条第2号の規則で定める規模は、高さ5メートル又は面積1,000平方メートルとする。

3 条例第14条第3号及び第4号の規則で定める面積は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 都市計画区域 3,000平方メートル
- (3) 都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル

4 条例第14条第3号及び第4号の規則で定める規模は、高さ5メートル及び長さ10メートルとする。

(大規模行為の届出を要しない行為)

第25条 条例第17条第4項において準用する条例第12条第2号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する規模を超える建築物の増築又は改築で、当該行為後の高さが13メートル以下で、かつ、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 前条第1項に規定する規模を超える建築物等の外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む。）で当該変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（外観の大部分に施す場合を除く）
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの
 - ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場内における物品の集積又は貯蔵
 - イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地内又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場内における物品の集積又は貯蔵
 - ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積又は貯蔵
 - エ 第11条第6号イに掲げる物品の集積又は貯蔵
- (4) 第11条第9号及び第10号に掲げる行為

(景観形成住民協定)

第26条 条例第27条第4項の規定による景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 一団の土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩若しくは素材又は敷地の緑化に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。
- (4) 協定に係る土地の区域内における土地の所有者及び借地権者の原則として全員の合意によるものであること。

(特定事業者に該当する面積の要件)

第27条 条例第28条第1項の規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

(審議会の運営)

第28条 審議会は、公開とする。ただし、会長は、会議の公正で円滑な運営が損なわれるおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て、これを公開しないことができる。

- 2 審議会の庶務は、土木部において処理する。
- 3 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(提出書類の部数等)

第29条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

- 2 条例の規定により知事に提出する書類は、行為の場所を管轄する市町村長（当該場所が2以上の市町村にわたる場合には、全ての市町村長）を経由するものとする。

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第62号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前のふるさと島根の景観づくり条例施行規則第16条から第22条まで（第18条を除く。）及び様式第2号の規定により行われた聴

聞又はそのための手続きは、第2条の規定による改正後のふるさと島根の景観づくり条例施行規則第16条から第22条まで（第18条を除く。）及び様式第2号の規定により行われた意見聴取会又はそのための手続きとみなす。

附 則（平成11年規則第109号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第94号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項第1号の改正規定、第14条第1項第1号の改正規定及び第29条第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第54号） 抄
（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第111号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第25号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第78号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第46号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第24号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第72号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日から30日後に着手する建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更について適用し、同日以前に着手する建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第13号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第19号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、令和4年1月14日から施行する。